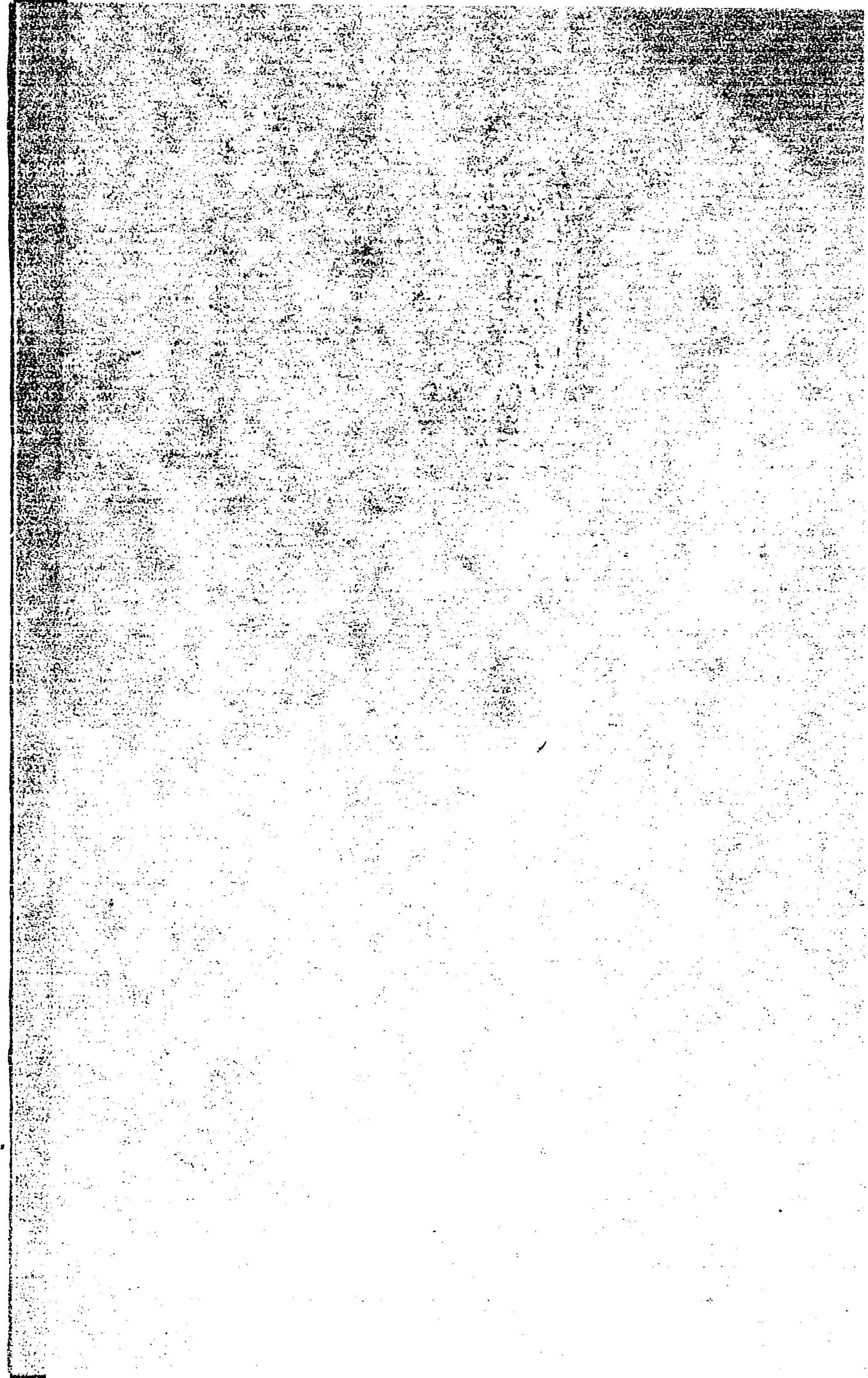


29
17

概世小論

加藤學人著

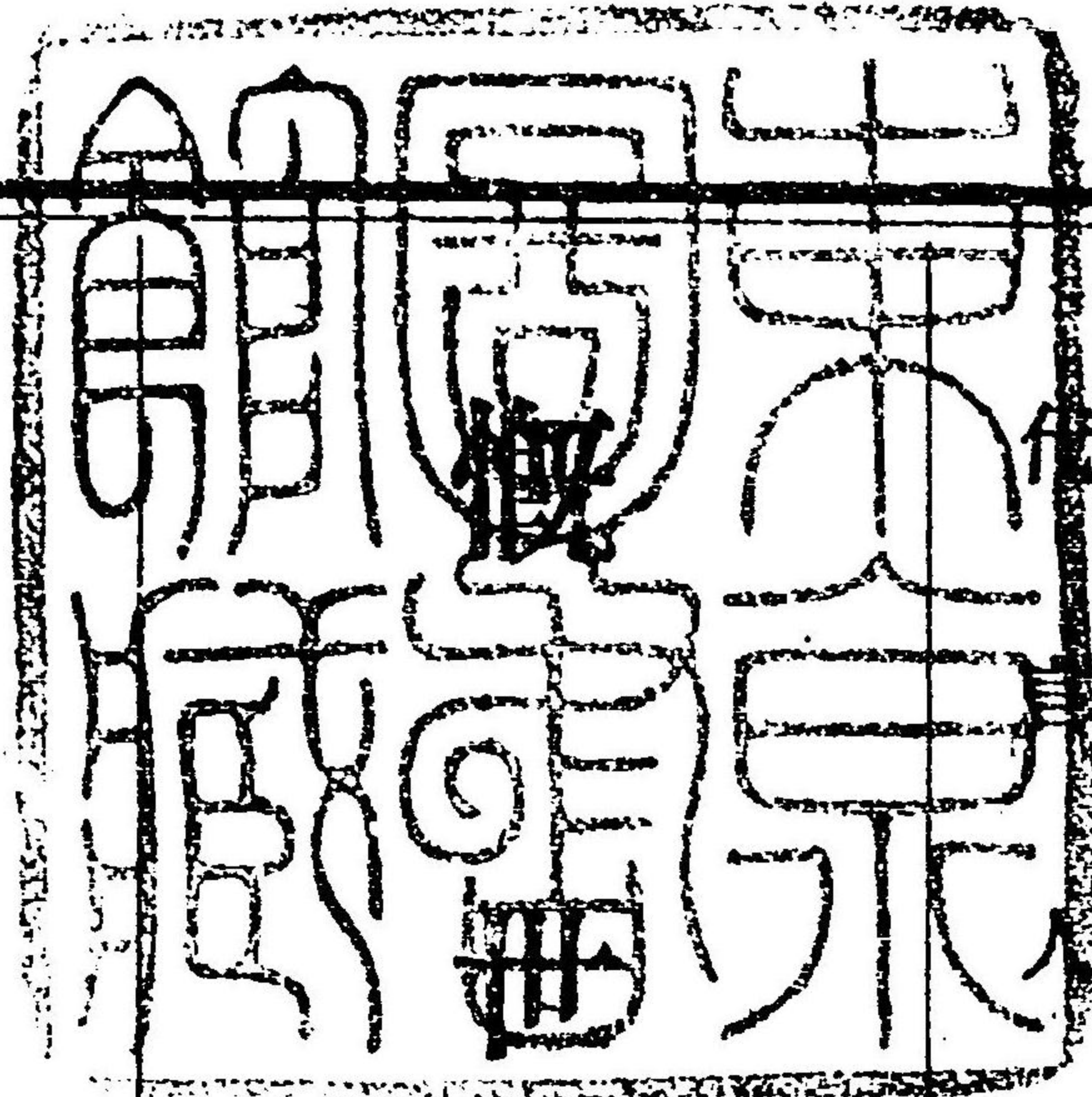
博約書院藏版



衆議院議員 泰山烈士序

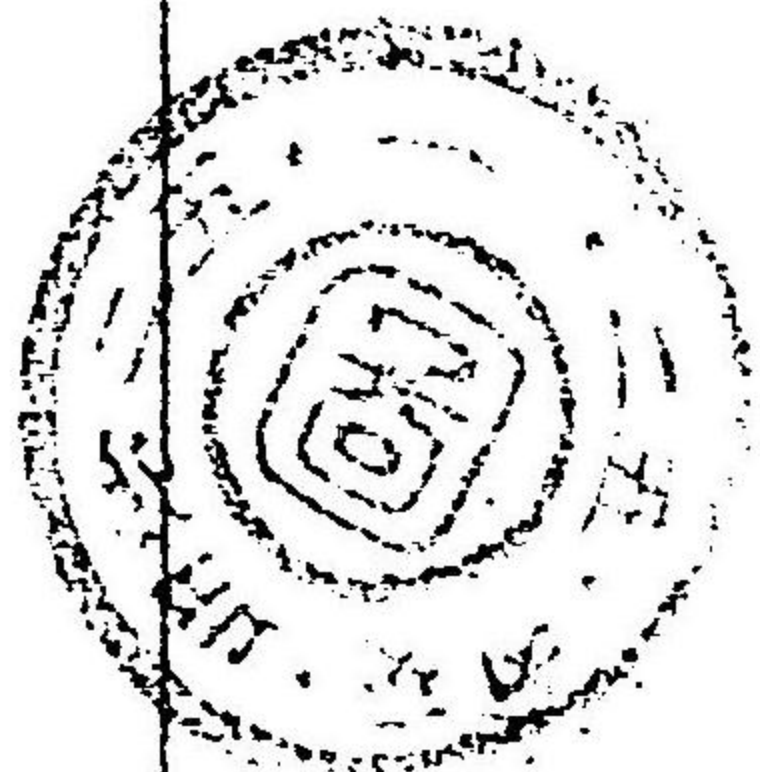
新聞記者 東海散史序

如海學人著



小論

完



明治辛卯冬

博約書院藏版

慨世小論序

昔し漢の文帝の世は四海寧靜にして天下無事なり然るに賈誼は頻に時弊を痛論して長大息を爲せり果して後に五王の亂あり我朝の往古延喜天曆の御宇は制度能整ひ王政の盛を極む而して三善流行は封事を上りて時弊を諫議す果して後に至り兵權武門に移れり蓋し禍の起るは起るの時に萌すにあらすして必ず遠く因る所あり獨り識者は豫め之を知りて其憂ふ可きを憂ひ其禍を未萌に避けしむ然るに庸人は之を知らずして其憂ふ可きものを樂めり故に其禍ひや必ず發す

其禍ひの既に發するや智者ありと雖ども其後を善くする能はざらん今や制度革新百廢皆興る而して世界氣運の然らむる所泰西の文物は彼の風俗と共に皆な我に浸入し其制度藝術に利する所少なからずと雖ども亦其弊害の之に伴隨せるもの多からざるに非ず殊に我神州高潔の氣象は漸く銷沈し敦厚の美德は終に衰敗せんとす是れ豈深く憂ふ可きに非らずや友人如海學人は未だ聞達を世に求めすと雖ども夙に大志を懷抱し我國現時の形勢に就て深く憂ふる所あり痛憤自ら禁る能はず慨然として一小

冊を著し題して慨世小論と云ふ予之を一讀するに書中大に先哲の格言を引證じて其事の憂ふへきを説き而して又た其策の施す可きを論じ盡せり顧ふに我國の人之を見て熟讀玩味せば豁然として自ら悟り奮然として自ら起ち皇國自然の氣象を摧揮し固有の美德を涵養し益々其光輝を發揚せん果して然らば是れ著者の志に酬ゆる所あらん

明治辛卯晚冬下辭 衆議院議員 山田泰造

概世小論序

巍峨タル蓮峯ハ高ク漢宵ヲ凌ヒテ神姿凜烈タリ然レ時ニ
狂雲ノ之ヲ陰掩スルアリ蒼颯タル太平洋ハ深ク地軸ヲ浸
シテ風威雄壯ナリ然レ時ニ兇濤ノ之ヲ攪乱スルアリ抑モ
其陰掩スル所ノ狂雲ヲ排除スルニ非レハ以テ蓮峯ノ高潔
ヲ見ルヲ得ズ其攪乱スル所ノ兇濤ヲ靜定スルニ非レハ以
テ太平洋ノ浩壯ヲ知ルヘカラス然レ狂雲ノ之ヲ掩ヒ兇濤
ノ之ヲ乱スモ蓮峯ハ蓮峯タルヲ失ハス太平洋ハ太平洋タ
ルヲ忘レス故ニ之ヲ排除シ之ヲ靜定セハ其所謂高潔ト浩
快トハ目撃スルヲ得ル猶ホ昔日ノコトキナリ願フニ國
家ノ形勢モ亦殆ント之ト同シキ場合アリ志氣高尙ナル民

俗勇性敢質ナル蒼生ノ團成スル邦家カ社會ノ流潮ニ蕩乱
セラレテ將ニ混暝ニ没セントシテ未タ全ク然ラサル片若
クハ社會ノ陰雲ニ圍繞セラレテ將ニ絶精ニ至ラントシテ
未タ全ク然ラサル片即チ人民ノ精神ハ漸ク華奢ノ腐蝕ニ
感シ國家ノ元氣ハ徒ニ虛文ノ陋弊ニ傾カントシ一國ノ形
勢黙止スルニ禁ヘサル片是ナリトス當此時苟クモ志士タ
ルモノ豈ニ奮勉努力セサル可ソ何ツ其狂雲ヲ排除シテ高
潔ノ眞像ヲ顯サ、ル兇濤ヲ靜定シテ浩快ノ清波ヲ擧ケサ
ル嗚呼我日本帝國現時ノ狀態如何
敬友如海學人近頃慨世小論一冊ヲ著述シ序ヲ余ニ請ヘリ
一編再讀スレハ字々能ク愁ヘ言々痛ク罵ル竊ニ自ラ謂フ
余カ意ヲ得タリト蓋シ余ハ望ム著者ノ深憂痛罵ハ空シク

杞人ノ狂言ニ化スルアランコトナ然レモ果シテ其然ルコトヲ得ルヤ否余ハ寧ロ沈黙ノ徳義ヲ守リテ暫ク江湖諸君ノ評論ヲ待タン只夫レ本著ノ世道人心ニ補益スルアランハ余カ斷言シテ憚ラサル所ナリ以テ序文ト爲ス

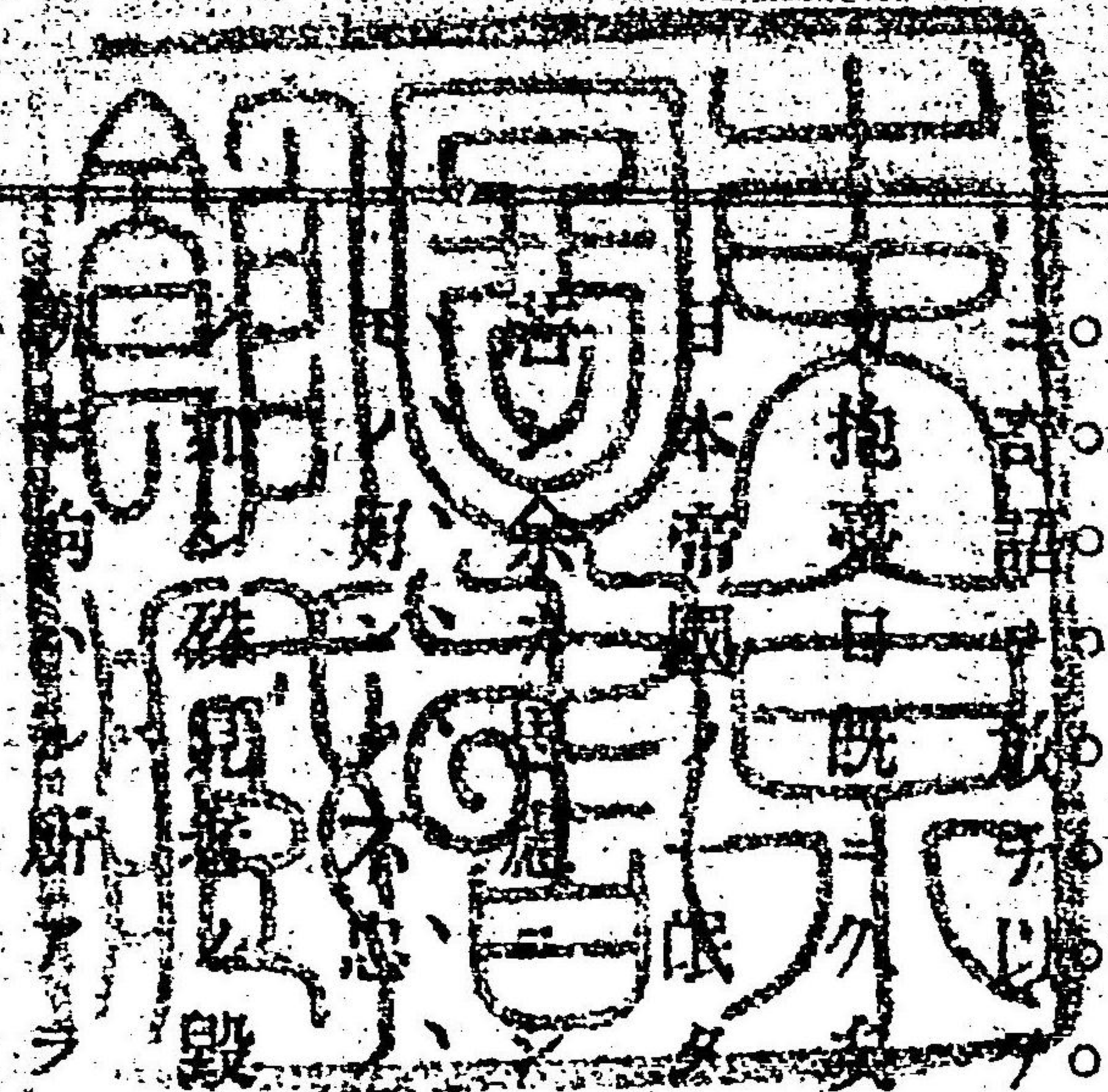
明治辛卯十二月仲澣於江戸神田之逆旅

東海散史

慨世小論

如海學人著

緒言



余ハ徒ニ杞人ノ憂ヲ學フモノニ非ス眞ニ可憂ノモノアルナリ余ハ妄言ヲ以テ世ヲ駭サントスルモノニ非ス誠ニ不得止ナリ余輩抱憂日既ク矣竊ニ自ラ以謂ク余不肖ト雖凡苟モ今時ニ生息シテ日本帝國ニ成タルヲ失ハス而シテ此機ニ際シテ此事アリ此志アリテ錯誤アラハ止ム否ハ則チ之レ知テ而シテ言サル罪ヲ踏ムモノタラン夫レ人心ノ不同ハ猶人面ノ異毀譽褒貶ハ當ニ馬耳東風ニ附センノミ我良心ニ於テ此機ニサレナリ何チカ可憂ノ事ト云フ何チカ可言ノ機ト云フ此事此機實ニ世人ノ靈眼ヲ活用セラレントチ望ム抑モ滔々タル習俗形勢舉クテ愁憂悲哀慘憺寂寥タラントス其事タル固ニ四五屈

喜悲之方針

指ノ能フ所ニ非ス乃チ亦々余輩カ一括シテ悉稱シ以テ論破セントスルモ微力ノ企及セサルモノアルヲ如何セン此事此機實ニ世人ノ達觀悟知アラシク望ム所以ナリ

荀卿云ハスヤ國トノ治法有ラサル無ク國トノ亂法有ラサル無シ國トノ賢士有ラサル無ク國トノ不肖有ラサル無シ國トノ愿民有ラサル無ク國トノ悍民有ラサル無シ國トノ美俗有ラサル無ク國トノ惡俗有ラサル無シ兩者ハ必ス並行スト當レル哉言聖ナル堯舜ノ治世ニモ四凶有廟ノ惡アリシ暴ナル桀耐ノ亂世ニモ三仁文武ノ賢アリシ鄒聲醜ト雖凡必ス一ノ探ル可キモノ無カラス魯風善ナリト雖凡必ス人些ノ厭フ可キモノ無カラス單ニ其一部ヲ觀テ以テ社會ノ事總テ歡樂スヘキノミト云フハ過レルナリ獨リ其幾斑ヲ視テ以テ人世ノ事總テ愁憂スヘキノミト云フハ誤レルナリ徧ク能ク社會ノ狀態ヲ觀テ以テ其喜娛スヘキヤ否ヲ考ヘ審ニ廣ク人世ノ形况ヲ察シテ以テ其憂悲スヘキヤ否

ヲ定メサルヘカラス然ラザレハ徒憂徒喜ニ歸スル有ノノミ余輩ハ徒ニ憂ヘ又徒ニ喜フモノニ非ス即チ治法多クシテ亂法少レハ之ヲ喜フナリ賢士少クシテ不肖多ケレハ之ヲ悲ムナリ悍戾絶テ無シトスレハ舉國愿民ナルヘキヲ知リ之ヲ悅フト難ク習俗腐敗シテ元氣喪失スト聞カバ良風地ヲ掃ヒテ國家ノ危キヲ考フ悲マサラントスルモ豈ニ得シヤ要之社會ノ事人世ノ業ハ之ヲ比較的ニ考ヘ以テ其喜悲ノ方針ヲ定メサル可ラス若シ夫レ悲衰憂愁ノ事多クシテ喜悅歡樂ノ狀少レハ志士ハ一日モ安食セズ此機則チ可言ノ場合ナルナリ我帝國ノ近狀果シテ如何以上ノ理論ヲ標準トシテ直ニ是ヲ截斷シ之ニ判決ヲ與フルニ於テハ如何余ハ此不榮譽ナル裁判官ノ地位ヲ辭セサルヲ得ス世態紛亂何ソ其可悲的ノ多キヤ余輩管見未タ其可喜的ノ却テ多ナルヲ察セサルハ罪ニ坐スル耶東洋ノ君子國太平洋中ノ孤島數千年一系運統ノ帝國日出ノ處ノ獨立邦今ヤ何ソ其國狀ノ如此ナル考之思之ニ

維新

至テハ憂國慨世ノ志士誰カ切齒シテ痛嘆シテ扼腕シテ憤慨セサルモノ
アラシク蓋シ余ハ此意見ニ於テ誤謬ノ認定ナラサルヲ信ス請フ左ニ古
今東西人士ノ銘言格語ヲ臚列シ之ヲ敷衍シテ少シク其辭懷スル所ヲ
陳シ——余ハ切ニ同胞諸子カ注意周到ナラシク望ム片時分刻モ愉情
安逸ナカランコトヲ望ム

維新大革ノ舉ハ美政ナリ開港貿易文化輸入制度改良我帝國ノ規模茲
ニ一變シテ將ニ新日本國ヲ形成セントス亦タ實ニ佳觀ナリ然レモ躁
進輕取鹿ヲ逐フテ山ノ深キヲ知ラズ只走鹿ヲ見テ殆ント他ヲ顧ミル
ニ遑アラサリシ乃チ事舊習ニ屬スレハ巨細善惡用不用ニ拘ハラス一
切放擲シテ守ル所ナク反之業新觀ヲ備フルモノハ良否大小適不適ニ
關セス雜然準行シテ擇フ所ナシ其弊ヤ巧智機慧ノ術大ニ盛ニシテ實
實德操ハ道稀ニ存スルニ至リ輕蕩風ヲ爲シ節義地ヲ掃フ彼拜金の洋
狂家ハ曰ク是レ實ニ社會一般ノ風体ナリ我國ノミ獨リ其圍外ニ立ツ

士氣

予得テ十九世紀ノ新日本ハ方ニ社會一般ノ位地ニ進達セルモノナリ
下其然豈其然哉社會ノ風潮ハ必ス如此ナラサル可ラストハ誰レカ是
ヲ定メタル乎神是レカ符鉞ヲ與ヘタルニアル歟願フニ說者ハ只時流
ニ隨漂スルヲ知リ未タ逆瀾ヲ廻ラシ怒濤ヲ平グルノ雄心ナキ苟且漢
ノミ是レ誠ニ慨嘆ニ堪ヘサル所以ナリ國家ノ風潮漸ク如此ナラント
ス而シテ邦土ノ棲民漸ク如此ナラントス嗚呼國家百年ノ長途ヲ如何
云ハサラント欲スルモ豈得ンヤ無節操者ノ誤迷論輕蕩者流ノ辨護說
余輩其聲ノ耳朶ニ感シ其筆ノ目睫ニ觸ルヲ厭フナリ

國家ノ干城社稷ノ護神何物ゾ頼襄云ヘリ國ノ士氣有ル猶ホ家ノ柱有
リ舟ノ楫有ルカコトキナリ舟楫無レハ則チ覆シ家柱無レハ則チ傾ク
國ニ士氣無レハ則チ亡スト築名赫灼國權ヲ張リ威風堂々萬國ニ輝ク
ハ士氣ノ充溢スルニ因リ國威日ニ縮ミテ主權微ニ外侮月ニ加ハリテ
鼎量輕キハ士氣ノ衰頹ニ由ラスンハアラス嗚呼我帝國近時ノ現態如

何余輩ハ必シモ玆ニ之ヲ斷言スルニ忍ヒスト雖ヒ韓非子ノ所謂死人ト病ヲ同フスル者ハ生ク可カラス亡國ト事ヲ同フスル者ハ存ス可ラサル也ト云フニ考ヘ土耳其埃及ノ衰頽困弊般鑑遠キニアラサルコトヲ絶叫セントス

石田興長曰ク近世ノ學問詞章記暗ニ流レ學問ノ本意ヲ失フ多シ文學ハ末ナリ言行ヲ正スルハ本ナリ學者ハ先ツ本未輕重ヲ知ランコトヲ要トスト實ニ然リ然ルニ今也我國文學者社會ノ狀況ヲ統視スルニ輕蕩浮華ノ風淫靡纖巧ノ流大ニ盛ニシテ世ノ先進耳目ヲ以テ自任シ堂々門戸ヲ張ル所ノ博士等ニシテ敢テ經世治國ノ要ヲ忘ル、如キモノ多キハ尤モ痛嘆ニ堪ヘサル所ナリ且ツ現時ノ學徒タルモノヲ視ルニ其庠序ニ在ルノ日ヤ孜々勤苦スル者アリ矣庠ヲ退クニ及ンテハ則チ倦ム焉庠ヲ退ヒテ而シテ倦マサル者アリ矣妻子ヲ畜フニ及テハ則チ衰フ焉妻子ヲ畜フテ而シテ衰ヘサル者アリ矣祿位ヲ獲ルニ及テハ則チ

千應ス焉祿位ヲ獲ルニ及テ而シテ應セサル者アリ矣一患ニ逢ヒ一災ニ墜リテ則チ操ク焉始終其志ヲ變セサル者ハ蓋シ鮮シ矣余豈ニ撮谷岩陰ヲ九原ニ喚起シテ共ニ之ヲ慨セサル可ン抑モ亦藤田東湖カ云ヘル如ク學ハ人倫ヲ明ニスル所以ナリ而ルニ學者多クハ禮義ヲ修メス甚敷ハ則チ徳ヲ失ヒ行ヲ汚ス其侮ヲ世ニ取ル固ヨリ怪ムニ足ラサルナリ然レ稱シテ學者ト爲ス學者ノ自ラ居ル世ノ學者ヲ視ル其レ如此冷寒ナリ學問ノ末枝タル藝術ハ或ハ以テ進ムヘシ然レ其本源ナル徳義テフモノニ至リテハ如何余輩目ニ涙ナキモノニ非ス寧ツ潛々タラサルヲ得ン

若シ夫レ政令法度ニ就テ之ヲ云シ管子曰ク號令已ニ出テ又タ之ヲ易フ禮義既ニ行フテ又タ之ヲ止メ度量已ニ制シテ又タ之ヲ遷ス刑法已ニ措テ又タ之ヲ移ス如此ナレハ則チ慶賞重シト雖ヒ民勸マサルナリ殺戮繁シト雖ヒ民畏レサルナリト何ソ慎マサル可ン此所爲ニ因リ

得ヘキ所ノモノハ必ス迷ト朦トノミナラン是故ニ仁人ノ政ヲ爲ス特ニ法度ヲ變シ政務ヲ修ムルヲ事トセス專ラ民ヲ勸勵化導シ其ヲシテ自ラ能ク樹立シ自ラ善ク心ヲ持セシムルナリ且ツ人民有テ而ル後ニ政府アリ若シ人民莫クンハ何ソ政府ヲ設クルノ要有ン人民ハ本ナリ政府ハ末ナリ政府豈ニ民心ニ從カハサル可ンヤ是レ實ニ余カバックルヲ以テ證人トシテ主張スル所ナリ然レモ輿論ナルモノカ常ニ必ス善良ニシテ過ナシト思爲ス可ラサルハ余カ又タルーソチ賛助シテ主張スル所ナランバルヲスキハ云ヘリ暴力征服ニ依テ得タル政權ハ暴威ヲ失ハサル間ノミ之ヲ失ハス若シ之ヲ永久ニ保ント欲セハ人民ヨリ許諾ヲ受ケサル可ラス然ラヌハ人民機會ヲ得レハ忽チ乱ヲ起スト是レ聊カ激烈不穩ノ語タルヲ免レサレ然レモスマイルスカ云ハル如ク仁愛ナキハ勢力ハ邦國ノ衰運ヲ促シ德行ナキハ智識ハ國家ノ禍基ト成ストハ蓋シ眞正無誤ノ理窟ナリ之ヲ誠ノヨ詭譎權詐姦邪讒佞暴戾兇惡德行ナキハ智識ハ常ニ人行ヲシテ此等ノ非道ニ陥落セシムルハ羅針盤ナルコトヲ而シテ此レカ結果トシテ上トナリ仁愛ナキハ勢力ヲ振ヒ下トシテ此日何日カ亡ヒン此日何日カ亡ヒン我汝ト偕ニ亡ヒントノ如キ悲痛慘憺ノ狀ヲ見ルニ至ル夫民ノ口ヲ防クハ河ヲ防クヨリ甚シ况ンヤ妄リニ民人ノ行爲ヲ制スルハ豈ニ亦タ防河ノ害ヨリ甚シカラサラン請フ記セヨパンザンハ既ニ之ヲ明言セリ人民ニ集會ヲ自由ニセシムレハ人民能ク施政ノ事實ヲ承知シ其事實ヲ誤認スルニ至ラサルノ効アリ故ニ人民ニ集會ノ自由ヲ許スハ政府ノ害ニ似テ其實却テ利ナリト況ンヤ亦タ其言論ヲモ自由ニスルニ於テチヤ雖然國ハ人民ノ國ナリ政府ノ國ニアラサルニ依リ之レカ人民タルモノハ必スヤ熱心誠忠ナラサル可カラス余輩ハスペンサーカ云フ如ク輿論ノ政治世界ヲ動かスニ至ラサル間ハ其安危存亡未タ知ル可ラストスルヲ得ルカ否ヲ確證セスト雖モ然レ代議ノ外觀備ハルト雖

邪讒佞暴戾兇惡德行ナキハ智識ハ常ニ人行ヲシテ此等ノ非道ニ陥落セシムルハ羅針盤ナルコトヲ而シテ此レカ結果トシテ上トナリ仁愛ナキハ勢力ヲ振ヒ下トシテ此日何日カ亡ヒン此日何日カ亡ヒン我汝ト偕ニ亡ヒントノ如キ悲痛慘憺ノ狀ヲ見ルニ至ル夫民ノ口ヲ防クハ河ヲ防クヨリ甚シ况ンヤ妄リニ民人ノ行爲ヲ制スルハ豈ニ亦タ防河ノ害ヨリ甚シカラサラン請フ記セヨパンザンハ既ニ之ヲ明言セリ人民ニ集會ヲ自由ニセシムレハ人民能ク施政ノ事實ヲ承知シ其事實ヲ誤認スルニ至ラサルノ効アリ故ニ人民ニ集會ノ自由ヲ許スハ政府ノ害ニ似テ其實却テ利ナリト況ンヤ亦タ其言論ヲモ自由ニスルニ於テチヤ雖然國ハ人民ノ國ナリ政府ノ國ニアラサルニ依リ之レカ人民タルモノハ必スヤ熱心誠忠ナラサル可カラス余輩ハスペンサーカ云フ如ク輿論ノ政治世界ヲ動かスニ至ラサル間ハ其安危存亡未タ知ル可ラストスルヲ得ルカ否ヲ確證セスト雖モ然レ代議ノ外觀備ハルト雖

此民間ニ活潑ノ氣象ト守正ノ風儀ト有リ以テ暴ニ勝チ私ヲ制スルノ
力アルニ非レハ安ク自由ノ制度ヲ組織シ之ヲ永遠ニ持續スルコ
トヲ得ン哉ト云ヘルドマサトノ語ヲ深信ス余ハ以上ノ數點ニ付キ施
政ノ方針上大ニ朝野ニ希望ヲキテ得ス更ニ最モ注意スヘキノ要ハ制
度法律ヲ規定スルニ臨ミテ大ニ知ラサル可ラサルノ事ニアリアル
チユリト曰ク國法ナルモノハ元來他方ヨリ來ルモノニ非ス又他方
ニ移ス可キモノニ非ス只々現在スル所ノ景況及ヒ方向則チ是ナリト
余輩ハ是ヲ信ス此語ノ些誤ナクシテ五十有餘字絶大ノ利益ヲ有スル
モノナルコトヲ信ス知ル可シ他邦ノ法外國ノ律ヲ取リ來リテ直チニ
之ヲ自邦ニ應用ス可ラサルヲ嗚呼我帝國近時ノ狀態如何法律政度ノ
有様如何余ハ之ヲ斷言スルニ忍ヒス涙滴只潜々タルナリ
抑我帝國近時ノ風俗如何喜可キ耶將タ又悲ム可キ乎余輩ハ必シモ之
ヲ斷言スルノ責ナシ否斷言スルコトヲ忍ヒサルナリ余嘗テ院本二人

風俗

女婿ノ辱ヲ讀ム曰ク天地ハ一大劇場ナリ人事ハ即チ演戲ノミ試ニ當
世ヲ以テ之ヲ證セン僮父暴富自ラ紳士ト稱シ賤妓驟ニ貴ク呼テ夫人
ト作ス僧ハ屠門ニ酔ヒ尼ハ桑間ニ合ス狀師ハ法ヲ犯シ學士ハ行ヲ穢
シ妄リニ君民同治ヲ唱ヘ敢テ夫婦同權ヲ説ク鬼慧ニシテ而シテ名士
籍ニ載セ公卿ニシテ而シテ家民戸ニ編ス義ヲ遺シ利ニ趨リ舊ヲ厭ヒ
新ヲ喜ヒ百鬼夜行萬怪晝見畜ニ優孟之衣冠ノミナラサルナリ輕薄無
識ノ徒輒チ文明ト曰ヒ輒チ開化ト曰ヒ雷同易采ス洵ニ矮人ノ觀場ノ
ミト讀了一過覺ヘス拍掌ノ絶奇ト叫ヒ世俗頭上ノ警鈴タルコトヲ喜
ブ然レ亦願ミテ大ニ嘆スヘキモノアリ何リ社會ノ流弊漸ク此語ノ適
用ヲ顯セントス蓋シ利ノ人ヲ蠶シ國ヲ害ル所以ハ上下義ヲ棄テ只タ
利之レ爭フニ依ル孟子曰ク王ハ何ヲ以テ吾國ヲ利セント云ヒ大夫ハ
何ヲ以テ吾家ヲ利セント曰ヒ士庶人ハ何ヲ以テ吾身ヲ利セント曰ヒ
上下交々利ヲ征シ而シテ國危シ矣ト面シテ王符カ所謂位ヲ竊ムハ人

ハ一日富貴ナレハ則チ親ニ背キ舊ヲ捐テ骨肉ヲ疎シ而シテ頑僻ヲ親
 知友ヲ薄シ而シテ犬馬ヲ厚フス寧ロ朽貫千万ヲ見ルモ而モ人ニ一
 錢ヲ貸スニ忍ヒスト云フ如キ皆之レ只利ヲ見テ義ヲ忘ルヨリ生ス
 ル弊害ナラスンハアラス又君ハ和シ而シテ同セス小人ハ同シ而
 シテ和セストハ千歳ノ上孔聖ノ格言ニシテ歐陽永叔カ所謂小人ノ好
 利ハ利祿貪ル所ハ貨財中略其利ヲ見ルニ及ンテハ則チ先チ争ヒ或
 ハ利盡レハ則チ交リ疎シ甚シキハ反ツテ相賊シ其兄弟親戚ト雖モ相
 保ツコト能ハス君子ハ則チ然ラス守ル所ハ道義行フ所ハ忠信惜ム所
 ハ名節之ヲ以テ身ヲ修ムレハ則チ道ヲ同シテ相益シ之ヲ以テ國ニ事
 フレハ則チ心ヲ同フシテ共濟シ終始一ノ如シ云々ト云フニ同シ知ル
 ヘシ利ハ則チ君子ノ樂マサル所ニシテ義ハ則チ小人ノ畏ル所ナル
 ナ邦國豈ニ人ト異ナラン哉義ヲ擲チ利ニ趨ルノ國公決シテ君子國ニ
 非ス雖然余輩ハ吾人ヲシテ只義ニ依ラシメヨ必ズ利ヲ興スヘカラス

ト云フハ愚ニ非ルナリ吾人ノ生存國家ノ經綸管理財ノ必要アルアリ
 隨テ相當ノ殖産興業ノ法ヲ設ケ營利ノ針路ヲ定メサル可ラス奚易ク
 利益増進ノ道ヲ禁スルニ忍ヒン寧ロ之ヲ獎勵セント欲ス但義ヲ以テ
 之ヲ制シ道ヲ以テ之ヲ裁スルニアリ斯方法ニ依リ得ヘキ所ノ利益ナ
 ラハ全地球ヲ舉ケテ總テ吾有ニ歸セシメントスルモ余輩ハ奮ツテ之
 ニ贊助スルナラン——産業ヲ振興セヨ營利ヲ計畫セヨ——音乞フ兄
 ハ腕ヲ懸ラシテ以テ吾殺ヲ充ルナカレナリ嗚呼我帝國近况此俗弊サ
 キカ願フニ韓文公ノ明言セル如ク上下交々疑フハ則チ道ノ衰フルニ
 因ラスンハアラス我帝國近况此弊風ナキカ道義地ヲ掃ヒ正直非ノ如
 ク而シテ利己主義ノ漸ク増進スル社會ニ於テハ私便ニ孜々タル伶俐
 者特操ナキ腐肺漢ノミ多クシテいざト云フ場合ニハ逃カ降カノ外又
 爲スヘキノ方法ヲ知ラサル苟且物ノミナルニ遇クス現ンヤ曾子カ所
 謂以テ六尺ノ孤ヲ托スヘク以テ百里ノ命ヲ寄スヘク大節ニ臨ンテ而

シテ奪ハ可ラサル君子ノ人ヲヤ之ヲ求メシテ實ニ至難事ナリ我帝國
近時ノ状態如何余ハ之ヲ斷言セント欲スルモ能ハス只潛々タル暗涙
ノ毗尾ヲ濕スニ止ム

余ハ既ニ幾多ノ格言ヲ舉ケ諸君ノ清讀ヲ煩ハセリ猶又十數種ノ銘語
ヲ敷衍セントス乞フ之ヲ諾セヨ而シテ余ハ本段ノ初頭ニ於テ如左絶
叫大呼ス國家ノ隆盛ヲ希望セハ須ラク人民ヲシテ不足ナカラシメヨ
——吾人ヲシテ相當ニ其家計ヲ料理スルノ餘地ヲ有セシメヨ蓋シ西
謠ニ所謂ル凍餒ハ人ヲシテ敵ニ降ラシムトハ誠ニ至味アル一句ナリ
敵何物ヲ察スルニ吾人ノ最モ厭ハサルヘカヲサル所爲其モノヲ指示
セルナラン乎吾人ノ姦邪虚偽愚昧醜詖諛盜竊等或ハ他ニ原因ノ存
スル無シトハ確定セサレモ常ニ凍餒ニ因リ然モ其十中七八ヲ占ム
ルヲ見ル所謂恒産無ク恒心無キ是ナリ乞フ斯民ヲシテ衣食ヲ足ラシ
メヨ富賄ナラシメヨ敵ヲシテ斯民ニ迫ルヲ得サラシメヨ余ハ我帝國

近時ノ状態ニ憐アルコトヲ斷言ス加之盤鐵論ニ曰ク窮鼠ハ猫ヲ囓ミ
疲馬ハ鞭筆ヲ畏レス弊民ハ刑法ヲ畏レスト余ハ此点ニ至リ更ニ一層
ノ寒心ヲ與ヘタルナリ何ゾ刑以テ性命ヲ斷ツヘシ法以テ三族ヲ夷
スヘシ此刑苛ナラサルニ非ス此法酷ナラサルニ非ス此苛法酷刑ヲ以
テ斯民ヲ強ヒテ善且靜ナラシメントスルモ弊民ハ之ヲ甘シテ以テ敵
ニ欺テ贈ルト假定セヨ如此人民ノ團成セル邦國ノ形勢如何ハトセス
シテ前途既ニ燎々タリ況ンヤ徒法煩刑ヲ以テ利己趨勢ノ民ヲ御セン
トスルニ於テナヤ若シ斯ル人民ノ組織セル邦家ノアルアヲハ余輩ハ
涙泣シ之ヲ吊戒セサルヲ得ズ我帝國人民近時ノ傾向如何余ハ今茲ニ
斷言セス只一意誠到這般ノ事狀無ラシコトヲ祈ルヘシ而シテ社會ノ
耳目ヲ以テ自任スル彼レ新聞記者ノ如キ最モ余輩ノ望ヲ屬スル所ナ
リ諸士等幸ニ健全ナレ而シテ斯民ヲ導キテ善良者ヲラシメヨ斯敵ヲ
排撃シテ加害者ヲ得セシムル勿レ然ルハ新聞記者ノ責任モ決シ

テ輕キニ非ス今左ニ之ヲ略説セン

凡ソ新聞記者タルモノハ種々ナル識量有ルヲ要スバクゴロウキ
曰ク新聞記者タルモノハ必ス政治學國際及地方法ヨリ經濟學道義并
ニ社會學ヲ修メ又一個人ノ品格ヲ悟テモルハ技術ヲ理解セザル可ラ
ス且ツ普通ノ原則ニ至ツテハ明瞭ナル見解ヲ有シ一事情ニ就テモ其
終始ヲ明ニ且詳ニ談シ得ル程ニ熟達セザルヘカラス
大日ク今日新聞記者ニ必要ナルモノハ才能經驗ノ外善良ノ天性意志
ハ獨立道德ノ天然眞實得ヘカラス正道卑劣手段ヲ行ハス又ハ政黨
ニ偏與セザル徳義的勇氣等ナリト嗚呼我國現時ノ新聞記者タルモノ
果シテ如此策問ニ及第シ得ルモノモシカレ耶又ハ其全數ノ多部
ヲ占ムル所ナルカ將テ又知其儂少ノ部分ヲモ能ク此資格ヲ備ヘ得サ
ルカ抑モ又其儂ニ其幾分ツテ有シテ未タ大成セザルモノ多キガ或
ハ最下ニ墮テ以テ是ヲ書キテ空ヲ以テハ舌ヲ廻ハラヌ癖ニシテ

政治家

天下ノ事ハ一飲一食ニ法螺吹キ立テ、利口ナルテウ、山仙士ノ罵嘲ヲ
免レサルモノ、ミナル乎余輩ハ未タ之ヲ深知セヌ否既ニ此ヲ察了ス
ルモ暫ク斷言ヲ猶豫スヘシ但重テ諸士カ周密ニ注意シテ社會民生
ノ爲メニ遠慮スル所アラハ幸甚ナルナランコトヲ言フ

余ハ更ニ進ンテ世ノ稱シテ政治家ナルモノヲ望ム而シテ其望ム所ハ
政治家ハ須ラク豪毅ナルベシ須ラク正直ナルヘシ大才高識ナルベシ
寛仁宏度ナルヘシ且ツ治世ノ政治家ハ亂世ノ政治家ト異ナラサルヘ
カラス况ンヤナポレオンノ如ク大國ノ偉業ヲ創成スル者ハ衆庶ヲ人
類視セス皆之ヲ器械視スルハ最トモ偉ニ厭フヘキノ事ニシテ是レ實
ニ亂世ノ政治家ナルハ恰當ノ技術ナルノミ故ニ治世ノ政治家ハ務メ
テ赫々驚世ノ功ヲ奏スルヲ願フ勿レ若シ之レヲ願ヘハ則チ亂世ノ雄
宰タラン麻亂ヲ披キ錯節ヲ正スハ治世ノ業ニ非ス蓋シ民ハ國ノ本國
ノ源ナリ國ノ礎ナリ未タ礎碎ケテ家立ツモノハ有ラス未タ源涸レテ

河流有ルモノハアラズ根本ナクシテ枝葉全キモノハアラズ國ノ根源
礎タル民ヲ損害シテ邦國獨リ全キヲ得ス故ニ治平ノ政治家ハ尤モ注
意シテ施政ニ參與セサルヘカラス仁徳天皇ノ詔ニ君ハ民ヲ以テ本ト
爲ス民ノ貧ハ朕ノ貧ナリ民ノ富ハ朕ノ富ナリ未タ民富テ而シテ君貧
シキコト有ラスハ恰モ西人コンフェーシアスカ人民ヲ益スレハ則
チ國家ヲ益シ人民ヲ損スルハ則チ國家ヲ損スルナリト云フト東西相
符シ古今相合ス其至理タル實ニ昭々トシテ誦ユ可ラス寄語ス世間政
治家タルモノニ決シテ斯民ヲ虐歴シ斯民ヲ酷待シ其元氣ヲ喪失ヒシ
ムルコト勿レ苛歛ヲ徵シ重稅ヲ課シ其財囊ヲ空竭ナラシムル勿レ民
言ヲ歡取セヨ興望ヲ尊敬セヨ蓋シスベシサ一モ既ニ之ヲ戒言セリ曰
ク「社會ヲ統轄セント欲スル者ハ須ラク先ツ其社會ノ構造組織ニ通曉
スヘシ若シ然ク社會ノ發達由來ヲ究メ盛衰興亡ノ跡ヲ鑑ミスハハ經
驗其方ヲ愈リ必ス不測ノ禍害ヲ起スト以テ証スヘキナリ其然リ且ツ

又クアラズタルモノニ聞ク政治家トナリ政府ニ立テ其主長ト爲ラハ一
國ヲ統治スル者ハ必ス才能善心及ヒ威權ノ三徳ナカルヘカラスト抑
モ才能ハ以テ事ヲ處スル所以ニシテ善心ハ以テ人ヲ服シ威權ハ以テ
人ヲシテ已ク重ンセシムル所以ナリ若シ我ニシテ威權ナクンハ人之
ヲ重ンセス若シ我ニシテ善心ナクンハ人之ヲ喜ハス若シ我ニシテ才
能ナクンハ統治頗ル艱難ナラシフ氏豈ニ吾人ヲ欺カンヤ願ミテ我國
現時ノ政治家タルモノヲ數フルニ其在朝ト在野トヲ問ハス苟モ稱シ
テ政治家ナリト云フモノヲ見ルニ余ハ實ニ這般ノ技倆家ニ乏シキヲ
感ス寧ロ絶無ニアラサルカヲ疑フナリ然ラハ我國現時ノ政治家ナル
モノハ如何及ヒ其ヨリ生スル弊害如何逐々其詳悉ク論明セントセハ
事柄ノ難易ヨリハ寧ロ余輩ノ心情ニ於テ敢爲テ屑トセサルモノアリ
只必スヤ政治家タルモノカ勉メテ彼佳境ニ進達セラレノコトヲ渴望
シテ止マサルナリ

要之我ハカ警ハザル可ラサルモ、百ニシテ足ラス余輩ハ固ヨリ之ヲ
 列舉シ以テ世弊ヲ論破シ俗人ヲ警醒スルヲ能フト想ハス且ツ以上ニ
 於テ陳述スル所ハ書ト獎トカ必シモ我國近時ハ狀況ト確當スルヤ否
 ハ進ハテ保証ハ貴ヲ負ハサレハ只諸君ハ之ヲ熟察玩味之レガ判定
 者タルハ勢ヲ取レ之レ余カ本論ハ劈頭ニ於テ稟告シタル約款ハ履行
 ハカ而シテ余ハ胸中ノ鬱憂其幾分ヲ叙暢スルコトヲ得タレバ今ヤ
 將ニ擲筆シ讀者諸士ト相辞スルニ臨ミ尙カ更ニ發言ノ榮ヲ貪リ數語
 ヲ敷衍セン諸士之ヲ聞ケ——唐ノ李德裕曰ク正人ハ邪人ヲ指シテ邪
 人ト爲シ邪人モ亦正人ヲ指シテ邪人ト爲ス下抑モ正人が邪人ヲ見テ
 邪人ナリト云フハ天下人ヲ擧ケテ皆之ニ養セヨ然レモ邪人方正人
 傷中セントオトルノ言語ニハ耳朶ヲモ之ニ貸ス勿レ况ンヤ之ニ雷同贊
 助シテ其不正ヲ成スチヤ但シ漢書ニモ謂ヘリ意合ハ財ヲ胡越モ昆弟
 ト爲リ意合ハチレハ骨肉モ讎敵トナレ下諸君注意セヨ諸君他人ト合

誠箴

意タルコトヲ大君シ意テ邪人ニ合セハ君子ヲ視テ邪人ト罵ルニ至ラン
 蓋シ猛省セザル可シ——又淮南子ニ曰ク靈玉細腰ヲ好ムチ而シテ
 民食ヲ糲半チ自ヲ饑ル者ナリ越王眞チ好ムチ而シテ民危ル處ハ死
 争ヲ盡シ權勢ハ柄其レ以テ威ヲ移シ俗ヲ易フルチ下正ニ是レ後漢
 書ニ所謂吳王劍ヲ好シテ百姓瘡痍多ク楚王細腰ヲ好シテ宮中餓死多
 シト云フト同一ノ事柄ニシテ實ニ恐ル可キモノナレバ我我國現時ハ
 好尚ノ如キ朝ニ英國ヲ學ビ夕ニ佛俗ニ倣ヒ昨ハ米寇ヲ摸シテ今ハ獨
 逸ニ邁ルル如シ誰レカ其レ此國民ヲ救フ一國ノ元氣ヲモ風尙ヤ天モ
 族擄シテ深澤ノ定ヤリ無キカ如キニ對テシテオタル願ヲニ權勢者ノ之
 カ前唱先導ヲ爲スアリテ斯ル結果ノ生スルチヤ夫レ權勢ノ在ル
 所ハ則チ利ノ在ル所ナリ是レ權勢ノ柄以テ俗ヲ易ス所以上ハ爲ス所
 下之ニハ甚シトナ之方爲チルルニ余ハ望ム我帝國ノ士氣綱風ハ終ニ
 之ヲ帝國ノ特有トシテ長ク天地ト保繼シ誓ニテ破壁斷滅セシメザル

ヲ諸君幸ニ注意セヨ希クハ權勢者ノ猛省ヲ煩ハサシ
 曰ク慢心有ル者ハ自ラ人ニ如カスシテ好シテ人ヲ輕侮シ己ト敵スル
 以下ノ人及ヒ我ニ求メ有ル者ヲ見レハ面前ニ禮ヲ加ヘス背後又竊ニ
 譏笑スト蓋シ傲慢ハ損ヲ招キ無禮ハ害ヲ呼ブ安ク知ラン自己背後又
 タ我ヲ譏笑スルモノアルヲ決シテ處世ノ良策ニ非ス抑モ處世ノ良策
 タル主張スヘキノ權利アラハ之ヲ豪行セヨ履行スヘキノ義務アラハ
 之ヲ遵守セヨ猥ニ傲慢不遜ナル勿レ慎ンテ謙讓節操ナレ之レ余カ同
 胞兄弟ノ爲メニ熱心ニ希望スル所ニシテ百世ノ上佛帝ナボレオンカ
 證明スル所ナリ曰ク成功セント欲セハ大膽ナラサルヘカラス又謹慎
 ナラサルヘカラスト尙スマイルスモ助言セリ凡ソ事ニ任スル者ハ必
 ス一ニ勤勉事ヲ執リ二ニ精細心ヲ用キ三ニハ順便ナル方法ニ由テ叙
 次ヲ差ヘス四ニハ時機ヲ誤ラス五ニハ敏捷ナル可シト是レナリ豈ニ
 嚴願ノ價値ナシトセン

對青年
希望

余カ最も愛親スル青年ナル同胞ノ諸君ヨ諸君ノ前途ハ實ニ遼遠ナリ
 極惡至險君等ノ前路ヲ遮ラントシテ擯集セリ然レモ絶快大樂モ亦諸
 君ヲ招ヒテ遠首セリ蓋シ眞敵ト正友トヲ併有スルモノハ諸君ナリ諸
 君ハ須ラテ豪毅ナレ正直ナレ謙德ナレ而シテ勉強セヨ勵業セヨ佐藤
 一齊曰ク有志ノ士ハ利刃ノ如ク百耶辟易ス無志ノ人ハ鈍刃ノ如ク童
 蒙侮翫ス今日ノ所謂僞壯士ノ如キ名ヲ憂國慨世ニ托シテ弊衣垢帽
 尺杖ト鐵拳トヲ依リテ儘ニ其生命ヲ維持シ他人ノ囁使誘役ヲ甘受シ
 我ニ寸定ノ志節ナク良民ヲ害シ正士ヲ脅シ以テ自得スルモノ、如キ
 固ニ是レ一ノ活械器ノミ曷奚ソ諸君カ立身爲業ノ途タル可シ其然リ
 余ハ何故ニ親愛ナル四千有余萬ノ同胞中ニ於テ特ニ青年諸君ヲ敬重
 スルカ社會上余輩ノ敬重スヘキモノ何ソ特ニ青年諸君ヲ推スカブル
 ンチユリ一曰ク國家他日ノ盛衰存亡ハ實ニ今日ノ少年其人ハ智識開
 明如何ニ在リト實ニ然リ余ハ此語味ノ眞實ナルノミナラス先ツ余カ

意ヲ得ルヲ喜フ、余既ニ此心ヲ有ス苟クモ十九世紀ノ相續人開化ノ潤飾者タルヘキ青年諸君ニ對シテ何ヲ以テ敬愛ノ意ナキヲ得ン抑モ十九世紀ノ鬪子タル青年ノ諸子ヨ諸君ハ既ニカルラールカ謂ヒシ所ノ言語トシテ若シ太石道ニ横ハレハ懦者ハ之ヲ視テ行路ノ障、碍ト爲シ勇者ハ之ヲ視テ進歩ノ階、梯ト爲ス、ト云フヲ知レル乎、念フ見ヨ堅忍勇行ニ非レハ以テ事ヲ爲スヘカヲ柔懦惰慢ハ皆害ヲ生スル所以ナリ諸君ヨ勇者タレ懦者タル勿レ而シテ人身ヲ立ント欲セハ宜シク勞苦ノ事ヲ爲シ勞苦ノ家ニ入ルヘシ、徒ニ樂ム可キ人事ヲ爲シ樂ムヘキノ家ニ入ラハ身則チ亡ブ可シトハ我國ノ大儒太田錦城ノ斷言セル所ナリ彼ソヂスレリトモ亦ク之ヲ言フ曰ク立身成功ノ秘訣ハ志ヲ堅クス、ハ在リト東奔西馳南船北馬朝就暮廢若志ニシテ懦弱ナラハ事業未ダ成ルニ就カス、ソ日將ニ西山ニ没セン徒ニ行路ノ悠遠ヲ嘆シ人等ノ不知意ヲ悲ム勿レ天運ヲ招クモノニ歸スヘシ事ノ成否ハ汝カ志ニ在リ、汝須ラク郷關ヲ出ル時ノ言、男子立志出郷關、學若不成死、不還、ニ記セ、汝カ舌頭未タ其聲ノ痕ヲ止ムルニアラスヤ而シテ又汝ハ須ラク心ハ小ニシテ志ハ大ナルヘシ智ハ可成圓ナルヘク行ハ必ス方ナラサルヘカヲ然ラハ則チ諸君カ前途ハ幸福ノ樂園ナラン美、赫ハ快地ナラン然レモ諸君カ漸ク素志ヲ遂クルノ日ハ則チ如何余ハ更ニ大呼シテ社會ノ睡盲ヲ驚カヌチモ願ニス諸君ニ告グル所アラン、研學既ニ成リ博識胸ニ蟠ル汝カ口舌ノ存スルアルカ汝カ眼眸ノ存スルアルカ而シテ手ニ筆ヲ握ルコトヲ得ルカ苟クモ以テ此物ヲ以テテ經天緯地ノ文ヲ作シ可ク以テ怒濤懸河ノ辨ヲ揮フ可ク理非ノ別斷シテ明ニレ濟世ノ術施シテ功ヲ爲セ丈夫ノ世ニ處ル義ヲ恬然人後ニ甘ンスヘケン當ニ進ンテ人前タルハ我決シテ人ニ附クヘカラス他ノ愚溺ニ雷同セズ必ス其迷霧ヲ解ケ貧ト難尼以テ居ルヘクハ猥ニ富ヲ需ムル勿レ權貴ノ愛スヘキヲ知テハ更ニ節義ノ一層重クシ

ニ在リ、汝須ラク郷關ヲ出ル時ノ言、男子立志出郷關、學若不成死、不還、ニ記セ、汝カ舌頭未タ其聲ノ痕ヲ止ムルニアラスヤ而シテ又汝ハ須ラク心ハ小ニシテ志ハ大ナルヘシ智ハ可成圓ナルヘク行ハ必ス方ナラサルヘカヲ然ラハ則チ諸君カ前途ハ幸福ノ樂園ナラン美、赫ハ快地ナラン然レモ諸君カ漸ク素志ヲ遂クルノ日ハ則チ如何余ハ更ニ大呼シテ社會ノ睡盲ヲ驚カヌチモ願ニス諸君ニ告グル所アラン、研學既ニ成リ博識胸ニ蟠ル汝カ口舌ノ存スルアルカ汝カ眼眸ノ存スルアルカ而シテ手ニ筆ヲ握ルコトヲ得ルカ苟クモ以テ此物ヲ以テテ經天緯地ノ文ヲ作シ可ク以テ怒濤懸河ノ辨ヲ揮フ可ク理非ノ別斷シテ明ニレ濟世ノ術施シテ功ヲ爲セ丈夫ノ世ニ處ル義ヲ恬然人後ニ甘ンスヘケン當ニ進ンテ人前タルハ我決シテ人ニ附クヘカラス他ノ愚溺ニ雷同セズ必ス其迷霧ヲ解ケ貧ト難尼以テ居ルヘクハ猥ニ富ヲ需ムル勿レ權貴ノ愛スヘキヲ知テハ更ニ節義ノ一層重クシ

へ、キ、ヲ、悟、ラ、レ、ヨ、況、シ、ヤ、樞、天、下、ノ、樞、ニ、處、リ、業、施、政、ノ、要、ニ、當、リ、テ、ハ、何、シ、
 碌、々、妻、子、ヲ、保、子、安、逸、ヲ、倫、ム、フ、臣、ト、爲、ル、可、ク、シ、馬、ヲ、停、メ、輪、ヲ、埋、メ、明、目、
 張、膽、天、下、ヲ、睥、睨、ス、固、ヨ、リ、其、所、ナ、リ、余、ハ、章、思、謙、ノ、語、ヲ、借、リ、テ、諸、君、成、業、
 ノ、前、途、ヲ、規、サ、ン、曰、ク、丈、夫、正、色、ノ、地、ニ、當、ル、明、目、張、膽、以、テ、國、恩、ニ、報、ス、ト、
 雖、凡、碌、々、妻、子、ヲ、保、ツ、ン、臣、ト、爲、ル、能、ハ、ス、ト、諸、君、以、テ、其、心、ト、ナ、セ、
 余、ハ、尙、ホ、論、ヒ、ン、ト、ス、ル、所、アル、モ、既、ニ、長、煩、ニ、涉、リ、タル、ノ、恐、アリ、依、テ、其、
 ハ、題、ヲ、換、ヘ、テ、他、日、詳、述、ス、ル、コ、ト、シ、茲、ニ、擲、筆、ス、
 畢

慨世小論附錄

如海學人述

三 問

- 社會現時の形勢を論ず
- 邦國とは如何なるものか
- 非文明論

社會現時の形勢を論ず

未雨綢繆の現時の社會に生息するもの、鑑言なり詐術偽計狡謀猾略邪智奸闊此等總ての不徳義不正道は實に空氣と共に社會に充滿せり現時の社會の實質の社會にあらす浮華の社會なるなり徳義的社會に非して詭譎的社會なるなり平和の社會に非すして紛擾の社會なるなり現時の社會に處するには片時片刻も未雨綢繆の心なかる可らず若し此心なければ則ち大に以て國家を滅亡し小は以て一身を保護する能はざらん誰れか云ふ嚴顧の價值なしと是れ時事を知らざるのみ

試に看よ五大洲上の形勢何の邊に向つて進みつゝあるかを看よ實に吾人をして寒心冷膽の至りよ堪へざらしむるものあるに非ずや蓋し歐洲諸雄國か合縱連衡の摸樣を觀るに其表面に於ては相互の情誼聊も間然する所なきか如きも若し其眞想を許きたんには所謂祥平和樂の氣は幽然探るべからず却て只輕薄不親切邪謀譎計此等の現象の眼前に横置たるを見るならん

回想せよ事少しく舊に屬したれども獨露奧三國同盟の如きは其結盟至堅にして歐洲全土の平和は概して此結盟より出產するものと推測したりしに奚ぞ謀らん歐洲平和の良母たる假面的三國の同盟は各自其邦家の利益を維持せんか爲めに設定せられたるものにて決して深交厚誼でふ盤石の上に成立したるものに非ず見よ其裏面には諸

計詐謀の人をして黜倒せしむるものも隠伏するを故に若し其自國の利益にして維持す可らず且つ投ず可きの好機おらは昨日の親友は即ち今日の仇讎たらんのみ固に自然の勢怪むに足らず夫れ露國にして圖南の羽翼を振はんと欲せば先づ其バルガ半島の諸小國を統轄するを以て必要と爲し埃國にして自國の運命を隆榮ならしめんと欲せば須らく亦バルガン半島の諸小國を獨立せしめ以て自國の藩屏と爲し以て露國圖南の謀略を妨げざる可らず於是乎埃洲は飽遠露國の勢力を此等諸小國より追排せんとし反之露國は飽造も其勢威を此等諸小邦に蓄積せんとする所以を來し遂よバルガリヤ事件の伴興して政治社會の探配者たる鐵血宰相の魔術も以て之と瞞騙する能はず紛擾葛亂延びて歐洲全土の人心をして胸々たらしめたる所以なり抑も利益損害の相一致せざるのみを以て交誼を滅して相戦ふに足る況や情誼未だ全く練らす結交日猶ほ淺く加之形勢遂に列國と異なるものあるに於ては殆んど小國の國は強大の國の玩弄物否な好餌料たのみ

更に進んで當時露埃二國の間に介して獨邦か如何なる策略を取りしかを見よ抑も獨か後進の國なるに偏はらず英主賢相咨謀能く當り權謀術策を以て遂に屹然盟主の地位を占め日耳曼聯邦を統轄し埃國を其聯邦外に放逐したるは歴史事實上實に著明の事類なり埃土の人民如何に魯直なりとするも之を怨む必しも久矣然れども此憤怒を漏し此耻辱を雪ぐの企圖を爲さざるもの只其れ獨國の力を假りて以てバルガン半島の藩

屏を擁護せんと欲すればは埃は自己の慾望を達せんを遂ぐるか露めま對獨の深怨を恐へるなり此時に當り獨若し方を露に假さんか埃獨の國交は即斷すへし是れ獨の取らざる所なり然らば斷然露を擁して埃を援げんか露か獨に對する感憤の當局者の甘愛すへき以外のものたらん況んや露か伯林條約に不平を翻く且既に久しく其志をバルガリヤに逞ふせんとするも亦偶然ならざるをや獨國は一方を援けて一方の憤を買はんか何方とも賤けすして雙方の怨を棄らんか其地位を艱難困苦の巷なるなり看よ鐵血宰相如何に之を處分したるかを見よ或は以て魯を援ぐる如く或は以て埃を助けざる如く曖昧たる政略模糊たる術策の中に此事件を結了せしめたり夫れ如此の同盟至深の交誼ある各自の關係もして受取り得べきの所置なりや余は實に非難の點の多きは堪へざるなり兎に角に以て現時社會の形勢に付き其一斑を示したるものなりとす

首を轉してバルガリヤの模様を見れば實に憐察に堪へざるものありて存するなり見よ露國の之を威略せんとする其れ何の罪を正さんとするなるかバルガリヤ何の罪ありて如此露國の憎惡を受くるなるかバルガリヤ何の義務ありて埃國の藩屏たるべきか實に之れ無罪なり而して攻撃せらる實に之れ無義務なり而して利用せらる均しく之れ國土なり只た其れ小國の故に強大者の侮凌辱を受くるなりと云ふに至つては

度既に蹂躪せらるる詫謝するも以て遠るべからず憤怒するも以て拂ふべからず咄此豺狼の國を如何——或ハ英露の關係(境界論)の如き或ハ英佛の事件(埃及事件)の如き皆以て其一斑を示したるし余は之を詳説せず讀者幸よ考究の勞を取られよ

近時朝鮮問題も亦吾人の腦髓を刺撃して頗る憤怒に堪へざるものあるなり見よ朝鮮は其範圍小なりと雖も一帝王の國家を鎮護せらるゝあり文武百官の政府を組織するものあり歐州各國の公使館茲に列置せられ各訂盟邦の公使茲に駐劄するに非ずや目して之を屬邦なり附國なりとするは抑も何の理由あるか蓋し清國も亦一欽差大臣を派遣し此國に駐在せしめあるに非ずや苟も以て自國の屬邦なり附庸國なりと爲しなかつ現然自國の公使を駐劄せしめて以て其自國々民の居留するものを保護し且つ兩國交誼を計る如きの甚た以て奇訝不可解の事に非ずや若し眞個屬國なりせば其國の帝王を廢する可なり其國の制度を改むる可なり其人民を統治する可なり何ぞ社會の攻撃を避けて其實權を窺ふんとするの譎計を用ゆる必要あらんや朝鮮の獨立たるは既に同盟列國の認稱する所なり朝鮮は國際上既に獨立の地位に居るものなり然るに彼れ豚尾漢何物予敢て頑陋無耻の言論を舞はして以て其自國の附屬たることを主張せんとするが實に之れ其理由なきなり實に之れ其確證なきなり只其最初補導訓誨の功勞あり且つ今日も猶依然指揮監護の權を有すと云ふにあり要之亦以て自國の利益を確保せんとするの口實を飾るに過ぎず然らば何ぞか自國の利益と云ふ蓋し支那

の國たる南方の一面僅に海に濱し他は是れ國境相接し若くは連山圍繞し水利船便之を用ふるに不利なる故に此便宜を興し其損害を免れんと欲せば勢ひ必ず東端瀕海の國即ち朝鮮の如きものを以て自國の所屬地と爲さるべからず若し夫れ朝鮮よりして清の屬邦たらしめんか清國の利益實に非常なるべし然れども朝鮮は決して清國の所屬地にあらざる堂々たる帝王の其位にあるあり朝鮮の位地たる既に如斯くして英米獨露等の歐州列國が朝鮮に對する感情如何と云ふに是亦實に清國と同様の概念即ち此國を占領して以て東洋に於ける利益を壟斷し兼て自國の勢威を東洋に發揚せんとするもの、如し米人か此國に對して大よ其性情を播き魯人か此國に對して保護政策を取り獨人か此國に對して親切なるも其表面に於ては共よ至良善美の事にして若し其裏面に於て此國の甘心を收め然後際々に云云等の惡意あるに非れば聊も非難するの點なしと雖も此等邦人の深意は未だ遠に謀るべからざるものあつて存するなり其性情必しも依るべきの性情ならず其保護必しも頼むべきの保護にあらず諺に所謂密中藏針眞綿縊首の類なりとすれば朝鮮たるもの豈に猛省する所なかるべけん豚尾漢去れよ魯米獨英請ふ垂誕するを止めよ正義公道は天地不磨の大典なるに敢て正義公道の罪人となる勿れ朝鮮弱しと雖も一帝王の下幾百萬人の蒼生あるに非ずや朝鮮小なりと雖も國際上既に一獨立國たるべからずや

廣遠なる亞細亞の東邊若瑟たる平太洋の西北隅に位して一島國あり其形小なりと雖

とも其勢強ならずと雖も建國以來數千年の長日月間王室系を改めず臣民分を毀ら
ず嚴然帝國を組織し未だ嘗て國威を墮さず漸く進んで五大洲上各列國と其長短を争
はんとする實に是れ我大日本帝國なりとす此帝國に棲息し其君主の恩澤に浴するも
のよ誘ふ活眼を開ひて一瞥せよ社會現時の形勢は決して平寧和樂の象に非ず寧ろ紛
擾無極誦詐不可測の時なるなり帝國元來地味豊沃にして山水秀麗氣候温和にして産
物夥大之に加ふる四周海を遶らし數十の良港善灣各處に散在し運輸送達水陸共に便
なり是れ實に魯英普佛米等の垂涎して止まざる所以然れども帝國の士氣今は聊か衰
耗したりと云ふとも是れ土耳其若くは埃及若くは朝鮮若くはバルガリヤ等の國に比
すれば尙幾層の優等に位するものあり且つ地勢上の不便及彼等の素志を逞ふするの
機なきか故に未だ其暴慾を振はざるのみ今日交際諸國の我に對する感情は條約の改
正を早了することの能はざるを見て亦推察するに足るものあり頑然たる其足を以
て如斯好餌を握み一舉南溟に搏んとするの巨鷲あり削然たる其牙を以て如斯好餌を
嚙み一吠天地を震ゆんとするの猛獅あり若し我に寸隙の以て乘ずへきめらば彼れ必
ず握嚙を逞ふするならん

要之現時社會の形勢は無德義の極に達し講謀詐計に巧ならざるものは常に吞併を免
れ難し然れども之れに對抗して敗れざるは道あり只其れ一心同體國を擧げて正義の
犧牲となり戦争を見事甘藷の如く白刃をも踏むべく死をも避けざるの正氣を鼓舞せ

ざるへからず古人曰く精神一到何事不成

國とは如何なるものぞ

邦國とは唯一主權の下にありて完全なる統御を受くる自主の團體にして政治上の目
的を以て一定の境域ある領地を有し永久繼續すべき見込あるものを云ふ實に之れ易
々たる問題の如し然れども若し之を詳細に論せし頗る困難の事柄たるを免れず而し
て能く小冊子の載せ得べきものにあらざるなり故に余は只國家問題として緊要不可
措の數事を論じ他は國家學國際法等に付き委曲探究の勞を取られんことを讀者に望
む且つ絶對的に邦國なる觀念を書き其組織其沿革を調査し其効果如何を見んよりは
寧ろ相對的に邦國と他邦國との關係を見て以て其組織其沿革を調査し其實際を探る
は國家の何たるを觀察するに非常の便宜あるべきを信す即ち以下四節に別ち學者の
定説に準據して以て之を要論し然る後ち終段に於て余輩の微衷を吐露すべし

○邦國の成立 余輩は邦國の成立を論ずるに當り先づ讀者に注意すべきの事あり余輩が所謂邦國とは帝國若しくは王國若しくは共和國なる即ち日本若しくは朝鮮若しくは合衆國なる有形的國土を稱するにあらざりて其治者其被治者其土地等の集合より成立する所の一の無形的國家を唱指するものなること是なり又所謂邦國とは國際公法上の邦國にして換言すれば他邦の干渉支配を受くることなく自主の權利を全きとして生存する所の獨立國のみを指稱するものにして屬邦若しくは附庸國等までも包含せざるものなること是なり元來邦國の成立は其邦國たるに必要なるの元素を完備したる時に於て始めて認めらるべきものなることは諸學者既に之を唱へ世間一般の贊成を表する所なれども然れども其要素の完備は果して何時に確まりしかは之れ歴史上の議論にして其詮披の困難なる其調査の艱苦なる到底容易の業に非ず只夫れ右理論に依り斷定するときは實に國家は一定條件の完備を以て社會に公認せらるべきものなり故に若し既に邦國成立の要素を具備せる國土あるは吾人は必ず國家として之を尊はざるへからず况んや之を輕侮するの舉あるへけん然らば如何なるもの之を邦國成立の元素と云ふか之れ即ち邦國相互の關係として國際公法上の主体として欲くへかたざる要素と同一物なりとす請ふ次節に於て論明する所を讀了せよ

○國際公法上の主体 茲に法律われは必ず其法律上の主体なるもの無るへからず此法理の然らしむる所即ち一人の國法に於けるか如く國際公法の主体は隨處之に遍在する所の獨立國を稱する法人なり然れども單に獨立國のみ國法を以て依て支配せらるるものと限るへからず或は同主國同治國聯邦盟邦保護國等の如きも亦常に國際公法の主体類似として取扱はるることあり但し其れ完全なる國際公法の主体を求むるに到りては蓋し獨立國の外復た他に稱すべきものあらず且つ本論に於ては國際公法の主体如何を論究する精神に非ずして所謂邦國なるものは如何なるものなるかを研求するの材料に供するに過ぎざれば是等不完全邦國に付ては勢ひ略論擱筆せざるを得ず而して國際公法の主体たる邦國は其成立に於て如何なる要素を必備すへきかと云ふに――第一人類の集合体なること第二永久存続の見込あること第三政治上の目的を有すること第四外部の干渉を受けざること第五確定の領地を有すること――第一乃至第五の諸元素を具備せざるへからざるものとす之を要論せんは第一人類の集合たることは殆んど辯明を要せず第二條件の權利義務の關係には最も必要なるへし之れを一人に喩ふるに其人の生命存続の見込あればこそ貸借も行はれ契約も爲さるなり若し明日を待たずして死するとの明なる以上は誰か將來を期して貸借を行ひ契約を爲さん邦國も亦然り苟も永續の見込なきときは焉を是と他日を期して權利義務の關係を締ふを得んや第三條件の存せざるべきは以て邦國と云ふを得ず例へば古昔の東洋印度會社の如き又地中海の南蠻は皆て彷彿せし海賊の團體の如き一は多數英人の集合体にして殆んど儼然たる一國を爲すか如く他は其勢力猛烈

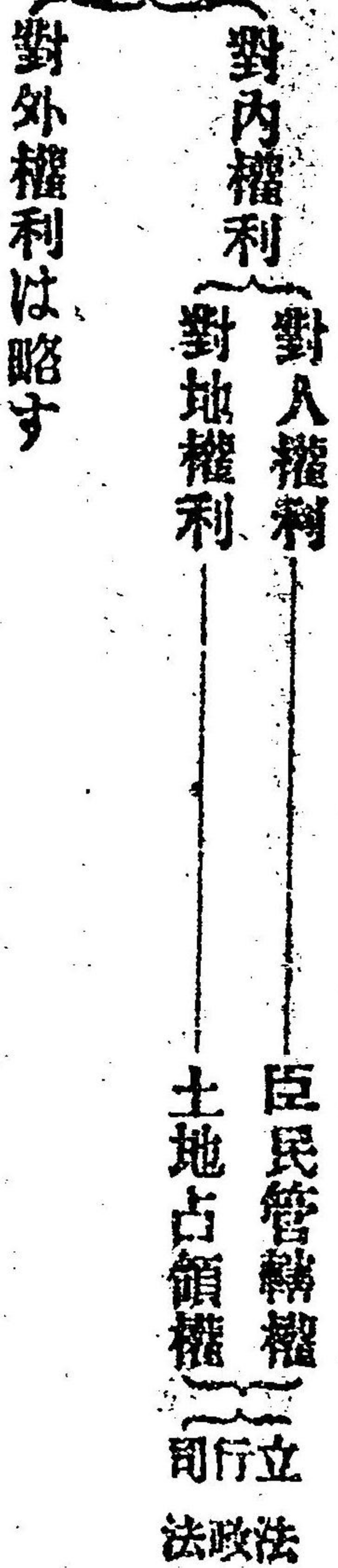
雖然一國を爲すか如きも共に之れ政治上の目的あつて存するものに非るに依り以て國と云ふ可らず又た第四條件は獨立國たるに非常強勢のものにて若し此條件の欲損せは國土は即ち國土たるを得へきも稱して邦國と云ふは未たなり而して第五條件も亦前項と同効にして均しく欲く可らざるものなり抑も其確定の領地とは一主權の統治を受くへき一定の境域ある土地若くは水面なりとす其れ然り如此の條件を具有する所の邦國は則ち完全なる獨立權を有する邦國なるか故に斯る邦國は決して他邦國の爲めに干渉せられ制馭せられ拘肘せらるべきもの非ず若し之を干渉し制馭し拘肘せんとするは曲實に彼にあり之を排する萬全の理由は則ち我に存す然れども如斯の邦國は亦其地位相當の義務なかるへからず例へは

第一法律上の義務 第二約束上の義務 第三德義上の義務

の如き是なり學者は曰く邦國の成立に變更を與ふるものは即ち其所爲一に止まらずと雖ども邦國が國際上の義務を盡し得ざるに至り其滅亡を認めざるも亦其一なりと今之を裏面より詳語せば邦國が國際上の義務を盡し得る間は國家は其獨立の權を失ふたるものに非すと云ふにあり當局者幸に之を注意せよ

○領地 邦國の權利は之を對外對内の二種に大別するを得へし而して對外の權利は之を次節に譲り本節に於ては其對内の權利を要論せんとす對内權利又た是を二小分一を對人主權と爲し他を對地主權と爲す

邦國權利



而して臣民管轄權は辨論するまでもなく國家主權の一部なるに相違あらざるへし故に苟くも國民分限を有する人民の身上に對しては其人民が現に外國に在留するを否とを問はず邦國は其支配權を及ぼすことを得るものなり若しも國家の對人主權は徒に領内に止まりて其領地以外に到るや否直に其作用効を失ふものとせば勢ひ其人民も亦去つて國領を出づる一步にして國民分限を失ふものとなり蓋し道理に戻り人情に背くことなるへし然れども學者は唱道せり邦國の對人主權は邦國各自の自由規定に依りて定むることを得と是亦一理ある説なりとす以上は國家の對人主權に付き略説したるなれども余は本節に於て領地に關する國家の權利を説かんとするものなれば以下方に領地に關する權利を説明すへし

余は前節に於て既に國家の成立を論せり更に進んで國際公法上の主体如何を論せり讀者は必ず記憶するならん國家の成立及び國際公法の主体たるには必ず五箇の條件を要するものなることを而して今將に論せんとす領地とは即ち其第五號條件に所謂確定の領地是なりとす抑も此領地なるものは邦國の成立と其起原を同ふするものあり

り又は邦國成立の後に其邦國の所爲に依り生ずるものあり之を圖解すれば左の如し

領地

邦國の成立と其起源を同ふするもの
占有
邦國成立の後に生ずるもの
經時効

其邦國の所爲に依るもの
占有(占領)
交換及契約
經時効

夫れ占有とは邦國が相當の實力を以て國土を管理するの所爲を云ふ而して茲に所謂占有とは邦國の成立と同時に存すべき占有にして邦國成立の後ちに於ける占有には非るなり例へり日本帝國が幾千年の古昔に在て建國の當時既に日本國土を占有したる如し然れども或邦國の所爲に依り占領して以て領地と爲んには新地の發見若くは領外土地の管理等に依らざる可らず何れにしても占有は實際ならされは領地を得べからず且つ其占有は國家の所爲たらざる可らざるものとす而して占領地とは占領者の事實上占領したる場所並に之に附屬する場所を云ふ又た交換及び契約の結果より領地を生ずるとあり是れ普通の民法と同一理由より起るものにて甲乙相交換し丙丁相契約して土地の管轄を移轉する等自由意志に隨ふて爲るものなり現時其實例を求めり我日本政府と彼露國政府との間に於て千島と樺太とを交換したるか如き又米國がルイジアナ州を佛國より又アラカヌ州を魯國より購求したるか如きは其一斑として蓋し是れ雙互の便益に基きしものなりとす加之經時効に依るとは何る這是二途

の議論を以て説明せざる可らず即ち此は邦國の成立と其起源を同ふする經時よして即ち永久其土に邦國を建設したる事實より所領の權利を享有するものにして現時の各邦は數百千年前より建國せる事實に依りて國土を領有せざるべし一は邦國成立の後其邦國の所爲に依り生ずる經時効にして即ち或る期限間其土に支配權を行ひたることに依り領權を享有するものにして例へば我日本政府の琉球群島に於けるか如し夫れ吾人は既に琉球を以て日本の領地として疑はず故に若し清國にして之を争ふか如きことあらは我政府は經時効を以て之を抵抗するを得べし蓋し外之にして適當の原因なしと假定するも以日本帝國が幾年間之を管轄せしと云ふ證據のみを以て充分抗爭の理由あるものなりと信す又た土地の附加は平常に於ても決して生ぜざるに非れども多くは天變地異の際に起るものとす例へば海底淺瀬となりたる爲め又た土砂堆積の爲め土壤の増加したる場合に於ては必ず其本土を所有する邦國の所領となるものとす換言すれば日本國の沿岸に土壤の生ずるありて爲に面積を増加したる場合及び日本領海に於て新島嶼の湧出したる場合の如きは其増加地若くは湧出島は無論日本國の所領たるべきものとす若し又河流の變更等に依り生したる土壤は舊水路の河底より其所屬を定む即ち元來其河底を所領せし邦國が其河流の變更に依り生したる地を占領すべきものにして結局轉流の爲めに失ひたる土壤は新河流の走る地を所有する邦國の負擔に歸すべきものとす但し河流變更等に依り右等關係の生ず

る場合は重に列國境を接するの地に生ずるものとして絶海孤島の國は殆んど絶無の事實ならん

○邦國自衛の權 主權なる文字は邦國てふ文字と相異れども之を法理上より觀解すれば兩個同意の文字にして即ち無形なる一個の人稱を指示せるもの外ならず學者或は之を論じて單に無形なる主權と有形なる國土なりとするものあれども是れ實に陳腐に屬し今日に行はるべき説に非ず要するに主權と國家若くは邦國とは同一意義にして均しく無形的人稱にあらざるはなし但強ひて其異點を求めば則ち余は云ふべし主權とは用を示し國家とは其体を示したるものなりと而して此主權なる一大無形物は之を小別して細論すべきなれども其は本論の本旨に非ず且つ時間と紙數とに於て之を許さざれば此等は余が條約改正論に於て明論すべく茲には只國家の自衛權を説くに止めん抑も邦國自衛の權は至大至重にして邦國の生存に於て不可缺の要具なり願ふに邦國存立の目的たる頗る大且多なるものにて斯る目的を達せんとすには又必ず至大の勢力ある救済の手段なかる可らず此れ即ち邦國自衛權を認むる所以なり故に邦國は何等の義務と雖ども此自衛權に抵觸する事柄は遵守するに及ばず換言すれば公法上邦國の義務は邦國自衛權の實行を要せざる場合に於てのみ無限の勢力あるものにして一旦此權利と義務との相抵觸して相容るゝ能はざるときは公法は眼を眠らざるを得ず否却て將より其自衛權に左袒せんとするなり蓋し邦國相互の

關係に於て最終の救済法は結局自己の腕力を以て自ら防ぎ自ら衛るより他に策なけれはなり然れども邦國は獨りに自衛權を援用し以て他邦國の主權を侮蔑すべからず若し他邦國の主權を害したるときにして自國の防衛に必要ならざる際ならば其之を用ゐたる邦國は實力的制裁若くは名義的制裁を蒙らざるを得ず例へば日本帝國が固有の權利を損害せられんとするに當り其權利を損せざらんか爲め必要の手段として魯國の主權を侵害したりとするも斯る帝國の所爲は實に自衛正當の所爲にして決して不法可咎の業にあらず然れども若し英國が我帝國に對して不當の利益を貪らんか爲め條約の改正を拒み以て從來の利益を今後にも維持せんとし敢て自邦衛禦の名稱を擧げて我帝國の主權に管渉するを假定せよ之れ英國は自衛權を濫用したるものよしと英島が公法上の犯罪者たらざるを得ん要するに自衛權は之れが必要を感ずる程度に於て國際上の義務を放棄することとを許すならば其義務を破りても自衛權を用ゆることを得べし然れども之を用ゆるの必要迫らざるに只其名を濫稱して自己の不正利益を貪らんとする如きは必ずや天下の共同一致して鳴鼓其罪を問はざるべからざる所なりとす

余は以上に於て既に國家なるものゝ大概を説了せり或は之を他章に譲りたるあり又其詳細の如きは讀者諸君の博覽深究を望むなり今や本文を終るに臨み大喝數聲諸君讀者諸君に告んとす夫れ邦國とは或る一定の條件を具備して以て成立存在

すへきものなることは本論の初頭より於て余が説示する所なり而して其一旦成立したる邦國の如何なる形状を以て此社會に生存すへきものなるかも亦既に逐次要論せり諸君は蓋し邦國とは斯々のものなり如此なる可くさるものなりとの事を悟れるならん然らば百尺竿頭更に一尺を進めて我日本帝國の上古を想へ更に轉じて現時の形況を察一考せよ若し這般の理論を提けて日本帝國の實相を觀たらんに必ずや諸君の胸中に於て一段の雄氣を得るならん曰く我日本帝國の堂々たる一個の邦國なりと然るに余輩は顧みて寂然たらざるを得ず何ぞや我大日本帝國は堂々たる如斯公法上の邦國なるにも拘はらず外未だ法稅兩權の回復を得ざるあり國家重大の法典外人之を起するに非ずや國家最大問題たる條約外人我肘を制せんとするにあらすや嗚呼諸君は此形状を看て——快か悲か將た悦か憤か——如何なる感情に沈めたるるかや

非明文論

電線蜘蛛の如く設け事の密を要すれば話器之を傳へ信の速なとんを欲すれば信線之を通ず鐵道は山を突き谷を跨ぎ汽船の波を賑て海を渡り其便今夕英都に遊ひ翌朝佛府に觀獨國に留學し米州に商業せんとするは勿論安座單行世界を一週する亦易業なるのみ法律の整備は以て吾人の安寧を保護するあり衛生の詳密は以て人生の幸福を擁衛するあり教育治くして牧童も能く學地を談し農事改まりて收護多く加り商業進みて事業大に増し家屋の建設日壯麗を加へ經濟の用度月に完美を致す人智漸く鋭く世態漸く煩煩政治の之れを威赫するもの宗教の之れを慈養するもの交通廣く開け友誼大に達す此今日社會の狀態に非ずや所謂文明開化ものなる耶政体は立憲を賞し法律は自由を重じ處世は蓄財を貴び人事は智巧を譽む歎心之を結ぶに盛衰を以てし憤怨之を洩すに集會を以てす忠實偶々損を速き佞柔大に利を興す新奇は之を競取し舊樸は之を唾棄す此今日社會の狀態に非ずや所謂文明開化なるもの歟實力薄ければ國權縮み資勢厚ければ暴威振ひ理は力の爲めに埋没し義は勢の爲めに徒死す公法何の用をか爲す戰爭は終局の裁判なり是非何をか論せん銃劍只眞の利器とす此今日社會の狀態に非ずや所謂文明開化なるもの哉嗚呼今や一事のなすへきもの之を學理に尋ね之を實際に質し百考千究其利を見て之を興す人智の説進は造化の妙を補成する

よ至り吾人處世の方針古今殆んど一變し觀焉想丁せば實に其文明たるを疑はざるなり余輩は大呼して文物の整完を賞せんとす又雀躍して制度の備具を賀せんとす更に進んで社會の文明人智の開敏を祝せんとす然れども只に賀すべく祝すべく賞すべきのみを見て而して其愆ふべく嘆すべく長太息すべきあるを知らざるものは未だ以て社會の大勢に通じたるものと爲すべからず蓋し其表面に醉死したるのみ其外装は夢迷したるのみ

余輩は必しも新を悦ばず又必しも舊を墨守するものに非ず只取るべきの必要ありて之を用ひ捨つべきの境遇に遭ふて之を廢す煇毒正に以て人を殺すに足る然れども以て人を救ふに要あらは之を棄てざるべし珠玉は實に天下の寶なり然れども以て災を招かんに之を擲て顧みざるべし要するは取捨は時と場合とに依るのみ決して一爲を株守せざるべし况んや後進の國に住し漸化の域に居る人民に於ては更に一層の注意なくんは不可なるべし抑文明開化の文たるを解する學者の立說種々にて一なる篇の論文を讀みたり今其誰なりしかを忘れたれども其說の概要——第一蠻夷の民(詳説の略す)第二未開の民(全上)第三半開の民(全上)第四文明の民(全上)——は四段に區別せらる余は其論理の明確正當なるを信す若し其れ余か見解にて謬なきか此理論を標準として裁奪するときは余輩は今日の社界に對し純然たる文明開化を

以て目するを得ず却て憐憫たる悲境に沈みつゝあるものに非かを疑ふなり嗚呼今日の如く詭譎無極詐謀不計のとき弱肉強食のとき風紀廢頹のとき人情輕薄のとき見利忘義のとき取末棄本のとき好奇疎賈のとき浮華には即ち狂心し質樸には即ち掩目のとき交際陽には親睦を飾り陰には險危を含む道義口能く稱道すれども行全く邪謀に陥る蓋し以て文明と稱するの價値ありや以て開化と稱するの重量ありや余輩は斷言することを躊躇せざるを得ず否斷して文明と呼ぶるなり其文運の進歩製造の發達人智舊に倍し制度更に改良せるは余輩と雖ども亦甘して賞賛する所なり然れども只之のみを以て文明國たるの條件を完備したるものとせず猶他も數多の必要あるを信す何物も即ち前に列記せし如き今日の社會か有する欠點は實に文明の要素として存在を希望する所のものなり此希望にして満足せざるは余輩は目して以て文明と謂はざるべし志士之れを憂ふと雖ども孤力能く爲すなく徒に窮困して草莽に枯死するを待つに過ぎず此れ今日の狀勢なるか嗚呼

國家の興亡盛衰の必しも兵力の強弱に因るものに非ず國或は經濟の錯乱に因りて衰頹するものあり國或は士氣の消耗に因りて滅亡するものあり之を察せざるべからず古昔羅馬の強盛なる文物整を極め制度完を致し兵備嚴にして文教洽かりしに非ずや然れども彼れは經濟の錯乱に因りて自ら斃れ凡之を屠りたり又周の末運に於て實に其因果を同くせしを見る我徳川氏の維新の際に於けるも亦實に士氣の消耗其衰頹の

源因を與へたるなり更に近時埃及の狀態を見よ道路幅廣く街衢縱横基目の如く石室高樓粲然目を眩し儼然たる一國土なり而して士氣擴充國威を四方に輝かすも決して難事に非ず然るに却て他邦の制肘を受け國家日々衰頽の境に沈まんとするは抑も何の故ら實に是れ經濟の錯乱に因らすんはあらず蓋し文明の花を愛して其實を拾はざりし所爲より生ずる弊憂のみ復た何をか怨みん

余輩は大聲疾呼して世人を警醒する所あらんとす今や社會の外裝は實に完美を致せり繁盛を極めたり然れども其中心は實に險惡なり詭怪なり其裝飾に迷心して以て眞の文明なり正の開化なりとせば必ず其花廳に酔ふて浮耀に死するものたるを免れざるべし請ふ其裏面に存する所の瘴猛險惡頗る恐懼すべきもの干にして足らざるを觀察して以て警戒せられんことを若し夫れ徒に其外裝を美にして其内實を整備する無ければ伴に以て國脈を有無瞬昧の間に存するを得べきも將に以て國光を四境に輝く五洲に翹たらんとするも致つては決して得へからざる事なるのみ抑も猥りに不急の土木を起し以て國勢を困弊し猥りに不要の法律を發して以て人事を擾亂し猥りよ外物を輸入し以て内地工業の發達を害し猥りに新奇に狂迷し以て風紀の頹敗を來し國を擧げて浮華文弱士氣地を掃ひ道義芥よりも賤み如斯にして遂に如何願ふも多年の辛苦夥多の實勢を以て購ひ得へき所の物品は正に之れ衰と亡とならんのみ是れ經濟の錯乱と士氣の消耗とに因る自然の結果なり國家の當局たる者豈に深警する所なくして可なふんや

若し夫れ後進漸化の國に於ける例へは我日本帝國の如きに於ては國家の組織上既に一定の針路を踏んで三千年來此國礎を整確し維持したり而して今や社會の大勢に伴つて五洲列國と相交るに到り正に優勝劣敗の原理を以て支配せらるゝの境遇に闖入したり乃ち當局者の苦心焦慮する所は又た必ず此國を文明にし此國を富強にし此國を盛大にし此國として五洲の覇たらしめんとするにあるや知るべきのみ然れども方其針にして誤り徒に浮華新奇而して實の収むべきなきもののみを喜はば假令其經營に於て焦心苦慮するも其結果としては又た決して不盡責の嘲を免るへかたす嗚呼勉めよや諸公直正確實なる文明は其外面の華のみに止まらざる必ずや因て起る所あらん道義盛なれ士氣振へ人情厚かれ風氣濃なれ倫理確なれ余輩是に因り眞正の文明を得んとす余輩は決して今日の如き浮華を喜ぶものに非ず願ふに今日の所謂文明は抑も未なるのみ本にあらざるなり

博約書院出版書籍發賣弘報

泰山烈士 山田泰造序
如海學人 五味平五郎著

版權 所有
概世小論 全

○正價金拾五錢 ○郵税金貳錢

如海學人 五味平五郎著

日本 帝國形勢要論 全

近刻

江湖讀者諸君の清
評好判を待つ請ふ
陸續購讀を賜へ……
希望

如海學人評撰○○序跋附

淚滴餘韻 全

洋裝 美本
定價金拾貳錢
郵税金貳錢

●魯大何物ツ清大何物ツ曰ク朝憲紊亂曰ク悖言逆行曰ク賣國曰ク失權曰ク利己曰ク賄賂曰ク詔謀曰ク詐偽曰ク拐幼賣奴曰ク偷盜殺人曰ク悖論曰ク不敬曰ク人情輕薄曰ク風紀頹敗世態紛々亂麻ノ如ク何ツ夫レ可憐之物ノ多クシテ可喜悅物ノ稀ナルヤ均シク之レ大八洲ノ人民ナリ同ク之レ瑞穂國ノ種族ナリ而シテ古今風情ノ相異何ツ其レ如此哉當此時余輩同胞タルモノハ皆ニ愁焉悲焉ノミチ以テハ未ク其責ヲ盡シタルニ非ス必之レヲ矯正スルノ方策ヲ講ゼザル可カラズ抑モ條約改正ハ難事ニ非ラズ國權伸暢モ亦易々ナルノミ要スルニ吾人各心膽ヲ練リ其肺肝ヲ養ヒ精神ヲ興發シ忠氣ヲ振揚シ以テ事ニ當ルニアリ之レ實ニ淚滴餘韻ノ刊行アル所以ナリ江湖愛國誠

猶ホ淚滴餘韻ノ凡例ニ準據シ漸ク撰者ノ責ヲ盡サンカ爲メ今回新ニ……
如海學人撰淚滴餘韻補遺 全 定價 共金六錢 郵稅

●出版セリ其集中ノ詩歌ハ源賴政ヨリ勝海舟ニ至ル都合五十有餘人ノ作ニ係ルモノニシテ決シテ補遺タルニ背カサルナリ吾カ淚滴餘韻ノ愛讀者タル諸君ハ勿論外之ニシテ滿天下ノ人士幸ニ之ヲ購求併讀シテ以テ益スル所アレ

梅園 女史 編 飄々 散人 序

草しまさめ

袖珍全壹冊 定價郵稅共金六錢

該書ノ正味如何ハ必スシモ茲ニ喋々セサルヘシ只聊カ其卷首ニ於テ飄々散人ガモノセラレタル序文ヲ左ニ載示シテ江湖ニ披露スヘシ
めさまじ草序 淑女：窈窕にして君子の好仇たるへき梅園女史抑も何處の人たるを詳にせず昨日辱知の紹介を以て余に謁を請へり散人生憎不在なりしかば女史は其編著なる一小冊子を留めて去られたり題してめさまじ草と云ふ披ひて是を見るに奇詩妙歌總て是れ新体の作なり一誦の下直ちに余をして其題號の大に適せるを稱譽せしむ乃ち江湖の諸君も御試験の爲め枕頭必ず一本を備へられ春曉のめさまじに用ゐられては如何と梅園女史の頼みもなきに一筆茲に落書する者ハ東都の粹客廳々散史なり

博約齋主人 編輯

小敦盛 全

定價 共金七錢 郵稅

●本書には古今五十有七人の作に係る和歌殆ント七十咏を附録として添へたり特ニ平野國臣か忍向上人を吊ふ今様体及び勝海舟か西郷南州を悼む琵琶歌の如きは實に悲愴慘憺人を動かすものなり希くは江湖の諸彦幸に購讀あれよ……小敦盛を

東海散史題字◎如海學人選錄◎洋裝美本

再養浩然全

定價金拾錢
郵税金貳錢

◎此書ハ古今愛國忠君ノ士五十餘員ノ作ニ係ル尤モ快活ニシテ最モ豪壯ナル詩歌ヲ
評輯シタルモノニテ著者ハ嚮ニ涙滴餘韻ヲ評撰シ江湖ニ雷名ヲ博シタル如海學人ナ
リ其價値ノ坊間杜撰冊ト同シカラサルハ敢テ論証スルヲ須キス若夫レ黒雲日ヲ蔽ヒ
凄風梢ヲ削ル夕幽窓ノ裡孤燈ノ下考古思今悲慨ノ情鬱胸ニ塞ル時之ヲ一誦セハ倏
然快意滿腸元氣ノ發興スルハ遠ク澄涼丸百合ノ効ニ勝ルナラン抑モ現時ハ如何ニ條
約ノ改正意ヲ遂ケシカ稅法ニ權ノ回復成レルカ外人時ニ弄強ノ既ナキカ邦權伸擴ノ
機實ニ今日ニアリ豈ニ元氣ノ鼓舞振興ヲ怠ルヘケン哉本院カ養浩然ヲ發刊スルモ亦
聊カ國家ニ盡サントスルニア
江湖ノ士幸ニ購讀シテ以テ養素セヨ………希望

如海學人評選

慷慨擊筑之友全

定價
郵税金八錢

●○○○以上八種

博約書院出版部

明治廿五年一月七日印刷
一月八日出版

正價金拾五錢

著述兼
發行人

五味平五郎

東京市麹町區三番町六十三番地

印刷人

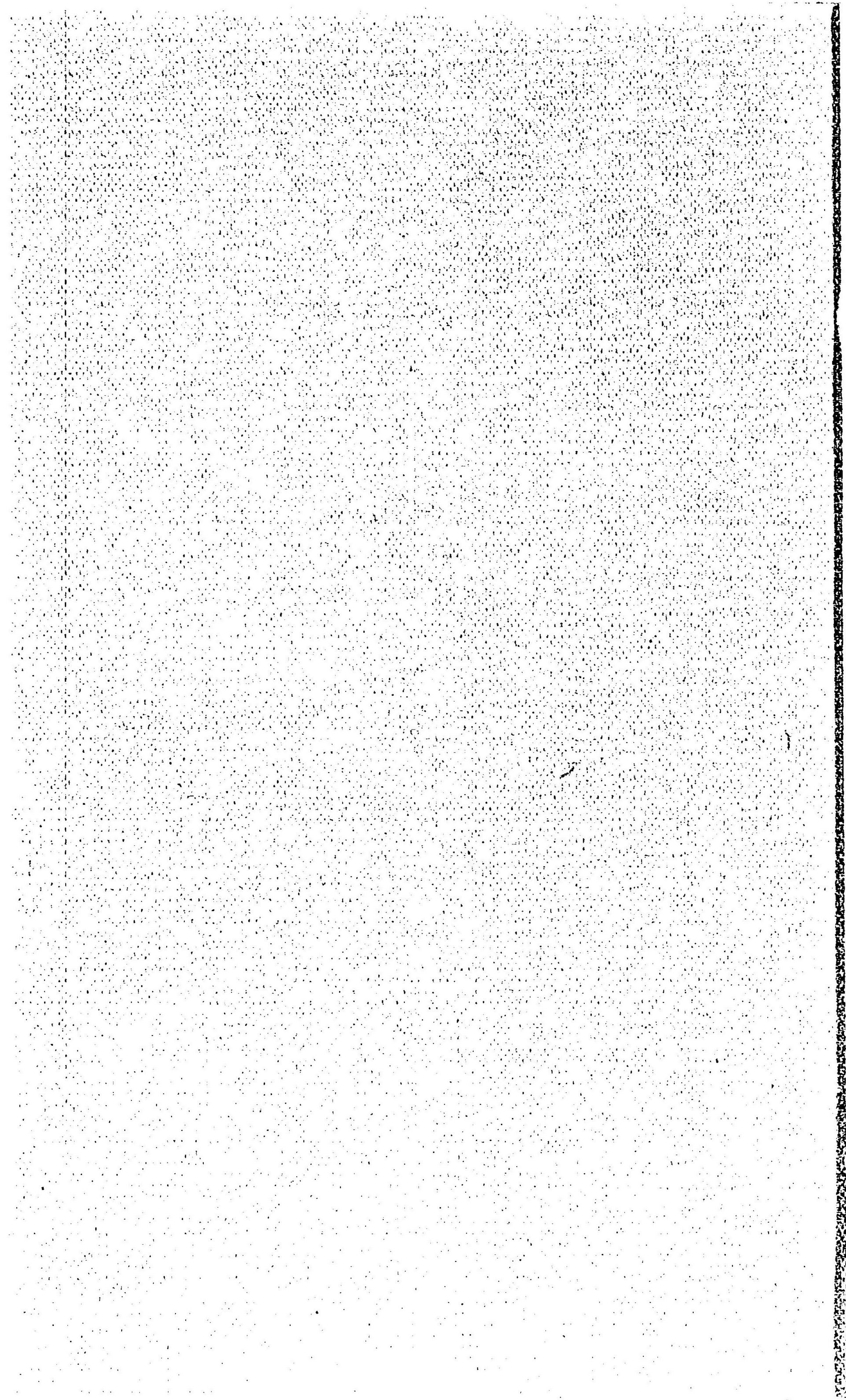
高橋信定

東京市麹町區三番町三十一番地

發行所

博約書院

東京市麹町區三番町六十三番地



29

039477-000-2

特29-417

慨世小論

五味 平五郎/著

M25. 1

BDA-0029



4